

# 産業厚生常任委員会資料

平成 27 年 2 月 19 日  
市民安全部 健康課

# 加東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

## 1. 計画策定の趣旨

新型インフルエンザ等の感染症対策を国家として実施するため、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、同年10月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）がとりまとめられました。これを踏まえ、本市では、新型インフルエンザ等が発生した場合における市の基本的な役割や対策を示した「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。

## 2. 対象とする感染症

- ・ 新型インフルエンザ等
- ・ 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

## 3. 対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 4. 被害想定

|              | 加東市           |        | 県            |         |
|--------------|---------------|--------|--------------|---------|
| り患者数         | 全人口の25%がり患する。 |        |              |         |
|              | 1万人           |        | 140万人        |         |
| 医療機関を受診する患者数 | 約4千人～約7.7千人   |        | 約56万人～約108万人 |         |
| 致命率の程度       | 中等度           | 重度     | 中等度          | 重度      |
| 入院患者数        | ～約160人        | ～約630人 | ～約2.3万人      | ～約8.8万人 |
| 1日最大入院患者数    | ～約30人         | ～約120人 | 0.4万人        | 1.7万人   |
| 死亡者数         | ～約50人         | ～約200人 | ～約0.7万人      | ～約2.8万人 |

※1 加東市人口統計調査により試算。（平成26年10月末現在の人口：39,858人）

※2 県行動計画の被害想定を参考に想定。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

## 5. 発生段階

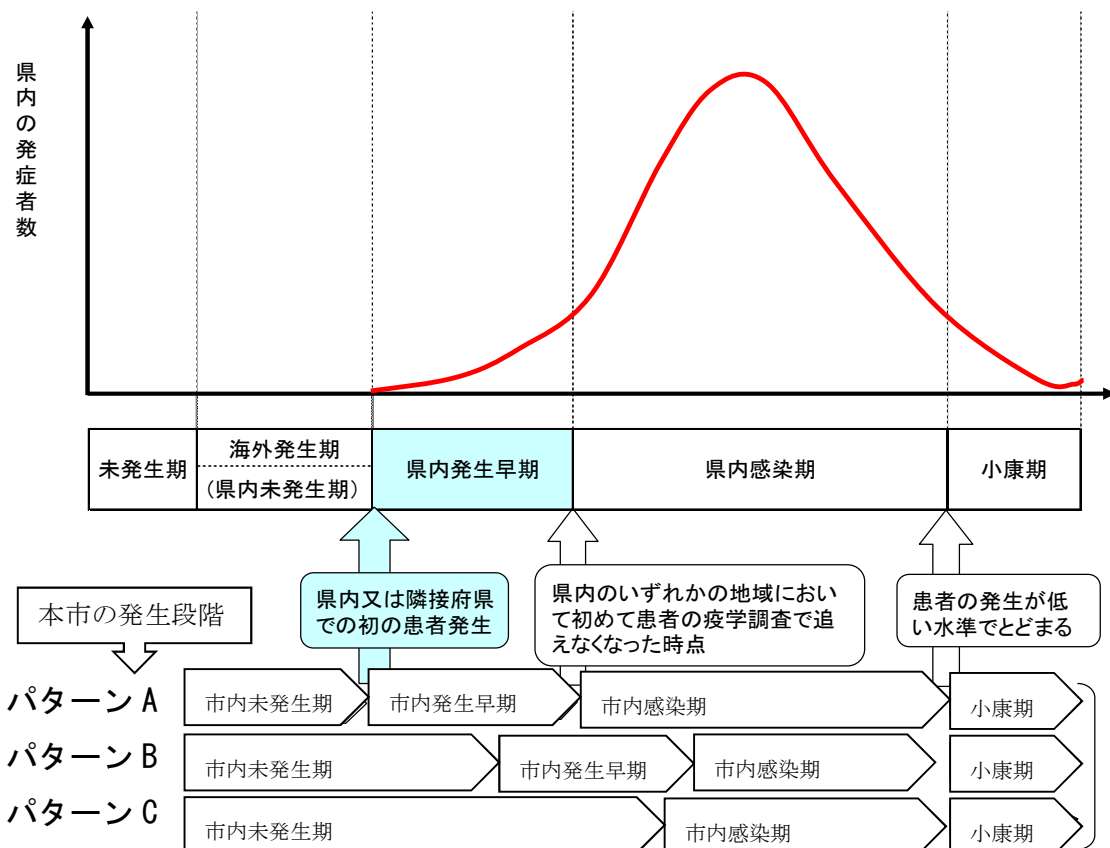
本計画では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の5つの発生段階に分類します。本市は、発生段階に応じて県等と連絡を密にして対策を実施します。

### 【発生段階と状態】

| 発生段階                    | 状態   |
|-------------------------|--|
| 未発生期                    | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                           |
| 海外発生期(県内未発生期)<br>市内未発生期 | 海外で発生しているが、市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態          |
| 市内発生早期                  | 市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 市内感染期                   | 市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態            |
| 小康期                     | 市内で新型インフルエンザ等の患者の発生数が減少し、低い水準でとどまっている状態        |

(出典：県行動計画一部改変)

### 発生段階



※発生状況によって、県内感染期であっても市内未発生期であるという状況もあり得る。そのため、本市の発生段階は、国・県の発生段階の決定に従って単純に移行させるのではなく、市内発生状況を勘案し、県と情報連絡を密にした上で判断する。

## 6. 主要な対策

本計画では、①実施体制、②情報収集・提供、③予防・まん延防止（予防接種）、④医療体制、⑤市民の生活及び経済の安定の確保の5項目を設け、発生段階ごとの対策を示しています。

### ①実施体制

発生段階に応じて、「加東市新型インフルエンザ等対策連絡会議」「加東市新型インフルエンザ等警戒本部」「加東市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

### ②情報収集・提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、情報提供します。市民からの一般的な問い合わせに、本市は「相談窓口」を設置し、適切な情報提供を行います。

### ③予防・まん延防止（予防接種）

個人、地域、職場等に対する基本的感染対策の周知・啓発を実施します。予防接種では、特定接種、住民接種を実施します。

- ・ 特定接種：政府対策本部長が、緊急の必要があると認めたときに医療従事者、登録事業者、新型インフルエンザ等の対策に従事する公務員等に対して実施します。
- ・ 住民接種：本市が実施主体となり、本市の区域内に居住する者を対象に、集団的接種により接種を実施します。

### ④医療体制

国・県・医師会との連携のもと、医療体制の構築を図ります。

### ⑤市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、市民や事業者に対して物資の備蓄など十分な準備を行うよう周知します。

また、要援護者への支援体制の整備を行います。

## 7. 策定スケジュール

- ・ 専門的な意見の聴取：感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見聴取を行う。

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 健康づくり推進協議会…………… | 平成26年8月21日           |
| 加東健康福祉事務所……………  | 平成26年11月～平成27年2月（4回） |
| 小野市・加東市医師会…………… | 平成27年2月（1回）          |
| 地域医療連絡会……………    | 平成27年3月12日           |

- ・ パブリックコメント：平成27年2月20日～平成27年3月22日